

産業労働局に寄せられた都民の声（平成 28 年 12 月分）

◆受付件数と区分

（単位：件）

提言	意見	苦情	要望	問合せ	相談	その他	合計
2	3	1	1	2	1	1	11

◆寄せられた都民の声と都の対応事例

▶（都民の声）

現在、勤務先では社員の年収を大幅にカットする大規模な賃金削減を進めている。今回の大規模な賃金カットは労働契約法に違反し、自殺者を生み出すかもしれない。そのほかにも、問題に思うことがあるので調査していただきたい。

（説明）

東京都では、東京都労働相談情報センターに労働相談専用ダイヤル（東京都ろうどう 110 番）を設置し、解雇、賃金不払い等、労働問題全般に関するご相談に応じております。この度、メールでご連絡いただきましたが、ご相談いただいた内容につきましては、詳しい事情をお伺いする必要があるため、以下の連絡先まで一度お電話でお問い合わせくださいますようお願いいたします。また、面談（予約制）でのご相談もお受けしますのご活用ください。

＜東京都労働相談情報センター＞

東京都ろうどう 110 番 0570-00-6110

月～金 9時～20時 土曜日 9時～17時（祝日、年末年始を除く。）

窓口の所在など

<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/soudan-c/center/consult/guide.html>

▶（都民の声）

大崎にある労働相談情報センターの職員から様々なアドバイスを受け、背中を押していただいたことで、勤めている会社との問題を解決することができた。感謝の気持ちを伝えたい。

（説明）

東京都では、都内 6 か所の労働相談情報センターで、労使・都民の皆様から、労働相談をお受けしており、「解雇」「賃金不払い」「労働契約」等の様々な労働問題に関して、年間 5 万件を超える相談が寄せられています。

また、労働相談を受ける中で、当事者間での自主的な問題解決がはかられない場合、当事者である労働者及び使用者の要請を受け、第三者として中立的な立場で解決に向けた調整を行う「あっせん」も行っています。

今後も労働相談情報センターは、身近な労働相談の窓口として皆様のお役に立てるよう取り組んでまいります。

<東京都労働相談情報センター>

東京都ろうどう110番 0570-00-6110

月～金 9時～20時 土曜日 9時～17時 (祝日、年末年始を除く。)

窓口の所在など

<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/soudan-c/center/consult/guide.html>

<上記区分の定義>

- 提言 : 施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。
- 意見 : 施策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。
- 苦情 : 施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。
- 要望 : 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。
- 問合せ : 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。
- 相談 : 困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。
- その他 : 都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。